

(開票管理者の職務代理者又は職務管掌者)
第九条 衆議院小選挙区選出議員の選舉における
開票管理者の職務を代理すべき者又は管掌すべ
き者は、審査における開票管理者の職務を代理
すべき者又は管掌すべき者となるものとする。

(開票に関する書類の保存)
第十条 審査の開票に関する書類は、市町村の選
挙管理委員会において、審査の期日から五年間
(法第三十六条又は第三十八条の規定による訴
訟が提起された場合には、当該訴訟が裁判所に
係属しなくなつた日又は審査の期日から五年を
経過する日のうちいずれか遅い日までの間)、
保存しなければならない。

(数市町村の区域の全部又は一部を合わせて開
票区を設けた場合における投票等の保存)
第十二条 数市町村の区域の全部又は一部を合わ
せて設けた開票区については、審査の投票及び開
票録その他の審査の投票に関する書類並びに審
査の開票録その他の審査の開票に関する書類(第
一号及び次項において「審査の投票等」と総称
する)は、関係市町村の選挙管理委員会が協
議して定めた市町村の選挙管理委員会(関係市
町村に地方自治法(昭和二十二年法律第六十七
号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市
(以下「指定都市」という。)が含まれる場合に
は、当該指定都市以外の関係市町村の選挙管理
委員会又は当該指定都市の関係区(総合区を含
む。以下この条において同じ。)の選挙管理委
員会において、その協議が調わない場合には
都道府県の選挙管理委員会が指定した市町村の
選挙管理委員会(関係市町村に指定都市が含ま
れる場合には、当該指定都市以外の関係市町村
の選挙管理委員会又は当該指定都市の関係区の
選挙管理委員会において、次の各号に掲げる
区分に応じ、当該各号に定める期間、保存しな
ければならない。

一 審査の投票等のうち次号に掲げるものの以外
のもの 審査の期日から五年間(法第三十六
条又は第三十八条の規定による訴訟が提起さ
れた場合には、当該訴訟が裁判所に係属しな
くなつた日又は審査の期日から五年を経過す
る日のうちいずれか遅い日までの間)

二 審査に用いなかつた投票用紙 審査の期日
から法第三十六条又は第三十八条の規定によ
る訴訟の出訴期間が経過する日までの間(当
該訴訟が提起された場合には、当該訴訟が裁
判所に係属しなくなつた日又は当該経過する
日のうちいずれか遅い日までの間)

(審査人の数の報告)
第十四条 審査分会長は、法第二十九条の規定に
よる報告をするときは、併せて、公職選挙法第

2 指定都市の数区の区域の全部又は一部を合わ
せて設けた開票区については、審査の投票等
は、当該指定都市の選挙管理委員会が指定した
区の選挙管理委員会において、前項各号に掲げ
る区分に応じ、当該各号に定める期間、保存し
なければならない。

(選挙の投票を行わない場合)

第十二条 法第二十五条第一項の規定により審査
を行う場合における審査の投票及び開票に関し
ては、第四条及び第九条の規定にかかるわらず、
公職選挙法施行令第二十四条第一項及び第二
項、第二十五条、第六十六条、第六十七条第一
項から第六項まで、第六十八条並びに第七十条
の三第五項及び第十項の規定を準用する。

(投票及び開票に関するその他の事項)
第十三条 法及びこの政令並びにこれらに基づく
命令に規定するものほか、審査の投票及び開
票に関しては、衆議院小選挙区選出議員の選挙
の投票(公職選挙法施行令第四十八条第五項及
び第六項の規定による繰延投票の通知に関する
部分を除く)及び開票(同令第七十八条第五
項及び第六項の規定による繰延開票の通知に關
する部分を除く。)の例による。ただし、法第
十六条の二第一項ただし書に規定する場合にお
ける市町村の選挙管理委員会の委員長に対して
行う第一号に掲げる行為は審査の期日前七日か
ら審査の期日の前日までの間に行なうことができ
るものとし、市町村の選挙管理委員会の委員長
が行う第二号に掲げる行為は審査の告示の日の
翌日(同項ただし書に規定する場合には、審査
の期日前七日)以後直ちに行なうものとする。

二 公職選挙法施行令第五十条第二項若しくは
第五十一条第一項又は同条第二項において準
用する同令第五十条第四項の規定の例による
投票用紙及び投票用封筒の交付の請求

二 審査の告示の日(法第十六条の二第一項た
だし書に規定する場合には、審査の期日前八
日)までに公職選挙法施行令第五十条第一項
若しくは第四項、第五十九条の四第一項又は
第五十九条の五の四第五項の規定の例による
投票用紙及び投票用封筒の交付の請求を受け
た場合における同令第五十三条第一項第一号
若しくは第三号、第五十九条の四第四項又は
第五十九条の五の四第七項の規定の例による
投票用紙及び投票用封筒の交付又は発送

二 審査の投票等のうち次号に掲げるものの以外
のもの 審査の期日から五年間(法第三十六
条又は第三十八条の規定による訴訟が提起さ
れた場合には、当該訴訟が裁判所に係属しな
くなつた日又は審査の期日から五年を経過す
る日のうちいずれか遅い日までの間)

二 審査に用いなかつた投票用紙 審査の期日
から法第三十六条又は第三十八条の規定によ
る訴訟の出訴期間が経過する日までの間(当
該訴訟が提起された場合には、当該訴訟が裁
判所に係属しなくなつた日又は当該経過する
日のうちいずれか遅い日までの間)

二 審査の投票等のうち次号に掲げるものの以外
のもの 審査の期日から五年間(法第三十六
条又は第三十八条の規定による訴訟が提起さ
れた場合には、当該訴訟が裁判所に係属しな
くなつた日又は審査の期日から五年を経過す
る日のうちいずれか遅い日までの間)

二 審査に用いなかつた投票用紙 審査の期日
から法第三十六条又は第三十八条の規定によ
る訴訟の出訴期間が経過する日までの間(当
該訴訟が提起された場合には、当該訴訟が裁
判所に係属しなくなつた日又は当該経過する
日のうちいずれか遅い日までの間)

二十二条第一項又は第三項の規定による選挙人
名簿の登録が行われた日のうち審査の期日の直
前の日現在において当該都道府県の区域内の市
町村における法第八条の選挙人名簿に登録され
ている者及び審査の告示の日現在において当該
都道府県の区域内の市町村における同条の在外
選挙人名簿に登録されている者の総数を報告し
なければならない。

(審査会及び審査会に関するその他の事項)
第十五条 公職選挙法施行令第七章(第八十二条
から第八十三条の二まで並びに第八十七条第二
項及び第三項を除く。)の規定中衆議院比例代
表選出議員の選挙に関する部分は、審査分会及
び審査会について準用する。この場合におい
て、同令第八十六条第一項中「当該選挙に係る
衆議院議員、参議院議員又は地方公共団体の議
会の議員若しくは長の任期間」とあり、及び同
条第二項中「当該選挙に係る衆議院議員又は參
議院議員の任期間」とあるのは、「審査の期日
から五年間(最高裁判所裁判官国民審査法第三
十六条又は第三十八条の規定による訴訟が提起
された場合には、当該訴訟が裁判所に係属しな
くなつた日又は審査の期日から五年を経過する
日のうちいずれか遅い日までの間)」と読み替
えるものとする。

第十六条 第十二条の規定は、法第四十三条第一
項の規定による審査について準用する。

第十七条 投票管理者、開票管理者、審査分会長
及び審査長並びに投票立会人、開票立会人、審
査分会立会人及び審査立会人には、職務のため
に要する費用を支給する。

二 前項の費用の額は、国会の議決した予算の範
囲内において、中央選挙管理会が定める。

三 (審査の施行に関する費用の国庫負担)
第十八条 法第五十二条の規定により国庫の負担
する審査の施行に関する費用は、国会の議決し
た予算の範囲内において、次に掲げる費用とす
る。

四 法第二十六条の規定によりその例によるこ
ととされる公職選挙法第四十九条第一項及び
第四項の規定による投票に係る審査事務の
ため不在者投票管理者において要する費用及
びその投票記載の場所に要する費用、同令第
二項の規定により行われる同法第四十九条第
二項に規定する郵便等による送付に要する費
用並びに法第二十六条の規定によりその例に
よることとされる公職選挙法第四十九条第七
項及び第九項の規定により行われる送信に要
する費用

五 法第二十六条の規定によりその例によるこ
ととされる公職選挙法第四十九条の二第一項
とどされる公職選挙法第四十九条の二第一項
第二号の規定により行われる投票に係る
部分を除く。)及び開票(同令第七十八条第五
項及び第六項の規定による繰延投票の通知に
関する部分を除く。)及び開票(同令第七十八条第五
項及び第六項の規定による繰延開票の通知に
関する部分を除く。)の例によることとされる
公職選挙法第四十九条第七項及び第九項の規
定により行われる送信に要する費用

六 前条第一項に規定する費用
七 法第五十二条第一項の規定による掲示(次
章及び第三十三条において「裁判官の氏名等
の掲示」という。)に要する費用

八 審査公報の発行に要する費用
九 その他審査の施行に要する費用

四 第五章 再審査
第五章 第十二条の規定は、法第四十三条第一
項の規定による審査について準用する。

第五章 第十六条 第十二条の規定は、法第四十三
条第一項の規定による審査について準用する。

六 第十九条 市町村の選挙管理委員会は、審査の告
示の日の翌日(法第十六条の二第一項ただし書
に規定する場合には、審査の期日前七日)から
審査の当日までの間、一投票区につき一箇所以
上、投票所の入口その他公衆の見やすい場所を
選び、裁判官の氏名等の掲示をしなければなら
ない。

七 法第五十二条第一項に規定する政令で定める
事項は、審査に付される裁判官の任命年月日そ
の他総務省令で定める事項(次条第一項におい
て「任命年月日等」という。)とする。

八 裁判官の氏名等の掲示

開票管理者、審査分会長並びに審査長におい
て要する費用
三 投票所、共通投票所、期日前投票所、開票所
所、審査分会場及び審査会場に要する費用
四 法第二十六条の規定によりその例によるこ
ととされる公職選挙法第四十九条第一項及び
第四項の規定による投票に係る審査事務の
ため不在者投票管理者において要する費用及
びその投票記載の場所に要する費用、同令第
二項の規定により行われる同法第四十九条第
二項に規定する郵便等による送付に要する費
用並びに法第二十六条の規定によりその例に
よることとされる公職選挙法第四十九条第七
項及び第九項の規定により行われる送信に要
する費用

五 法第二十六条の規定によりその例によるこ
ととされる公職選挙法第四十九条の二第一項
とどされる公職選挙法第四十九条の二第一項
第二号の規定により行われる投票に係る
部分を除く。)及び開票(同令第七十八条第五
項及び第六項の規定による繰延投票の通知に
関する部分を除く。)及び開票(同令第七十八条第五
項及び第六項の規定による繰延開票の通知に
関する部分を除く。)の例によることとされる
公職選挙法第四十九条第七項及び第九項の規
定により行われる送信に要する費用

六 前条第一項に規定する費用
七 法第五十二条第一項の規定による掲示(次
章及び第三十三条において「裁判官の氏名等
の掲示」という。)に要する費用

八 審査公報の発行に要する費用
九 その他審査の施行に要する費用

四 第五章 第二章
第五章 第十六条 第十二条の規定は、法第四十三
条第一項の規定による審査について準用する。

六 第十九条 市町村の選挙管理委員会は、審査の告
示の日の翌日(法第十六条の二第一項ただし書
に規定する場合には、審査の期日前七日)から
審査の当日までの間、一投票区につき一箇所以
上、投票所の入口その他公衆の見やすい場所を
選び、裁判官の氏名等の掲示をしなければなら
ない。

七 法第五十二条第一項に規定する政令で定める
事項は、審査に付される裁判官の任命年月日そ
の他総務省令で定める事項(次条第一項におい
て「任命年月日等」という。)とする。

八 裁判官の氏名等の掲示

九 法第五十二条第一項に規定する政令で定める
事項は、審査に付される裁判官の任命年月日そ
の他総務省令で定める事項(次条第一項におい
て「任命年月日等」という。)とする。

十 法第五十二条第一項に規定する政令で定める
事項は、審査に付される裁判官の任命年月日そ
の他総務省令で定める事項(次条第一項におい
て「任命年月日等」という。)とする。

十一 法第五十二条第一項に規定する政令で定める
事項は、審査に付される裁判官の任命年月日そ
の他総務省令で定める事項(次条第一項におい
て「任命年月日等」という。)とする。

十二 法第五十二条第一項に規定する政令で定める
事項は、審査に付される裁判官の任命年月日そ
の他総務省令で定める事項(次条第一項におい
て「任命年月日等」という。)とする。

十三 法第五十二条第一項に規定する政令で定める
事項は、審査に付される裁判官の任命年月日そ
の他総務省令で定める事項(次条第一項におい
て「任命年月日等」という。)とする。

十四 法第五十二条第一項に規定する政令で定める
事項は、審査に付される裁判官の任命年月日そ
の他総務省令で定める事項(次条第一項におい
て「任命年月日等」という。)とする。

十五 法第五十二条第一項に規定する政令で定める
事項は、審査に付される裁判官の任命年月日そ
の他総務省令で定める事項(次条第一項におい
て「任命年月日等」という。)とする。

十六 法第五十二条第一項に規定する政令で定める
事項は、審査に付される裁判官の任命年月日そ
の他総務省令で定める事項(次条第一項におい
て「任命年月日等」という。)とする。

十七 法第五十二条第一項に規定する政令で定める
事項は、審査に付される裁判官の任命年月日そ
の他総務省令で定める事項(次条第一項におい
て「任命年月日等」という。)とする。

(裁判官が退官等した場合における裁判官の氏名等の掲示の取扱い)

第二十条 市町村の選挙管理委員会は、裁判官の氏名等の掲示をした後に法第五条の三第二項において準用する法第五条の二第三項の規定による通知の掲示を受けた場合には、直ちに、裁判官の氏名等の掲示から当該通知に係る審査を行わないこととなつた者の氏名及び任命年月日等を消除しなければならない。

市町村の選挙管理委員会は、裁判官の氏名等の掲示をした後に法第五条の三第三項において準用する法第五条の二第三項の規定による通知を受けた場合には、直ちに、裁判官の氏名等の掲示に掲載している当該通知に係る審査に付された裁判官の氏名を変更しなければならない。(裁判官の氏名等の掲示に関するその他の事項)

第二十一条 前二条に定めるもののほか、裁判官の氏名等の掲示に関し必要な事項は、都道府県の選挙管理委員会が定める。

第七章 審査公報の発行

(審査公報の発行回数等)

法第五十三条の規定による審査公報の発行は、審査(法第四十三条第一項の規定による審査の一部無効による再審査を除く。)ごとに、一回行うものとする。

2 公職選挙法第六十七条第四項の規定により衆議院小選挙区選出議員の選挙において選挙公報を発行しない区域においては、審査公報は、発行しない。

(審査公報の掲載事項)

審査公報には、審査に付される裁判官の氏名、生年月日及び経歴並びに最高裁判所において関与した主要な裁判その他審査に関する参考となるべき事項を掲載するものとする。(掲載文の提出等)

2 前項の規定による掲載文の提出がないときは、中央選挙管理会は、審査に付される当該裁判官につき、掲載文を調製しなければならない。この場合は、その旨を掲載文に記しなければならない。

3 前項の規定により掲載文を調製するため必要があるときは、中央選挙管理会は、関係人に対し資料の提出又は事実の説明を要求することができる。

(掲載文の写しの送付)

第二十五条 前条第一項の規定により掲載文の提出があつたとき、又は同条第二項の規定により掲載文を調製したときは、中央選挙管理会は、その掲載文の写しを審査の期日前九日までに都道府県の選挙管理委員会に送付しなければならない。

(掲載文の写しの掲載)

前条の規定により掲載文の写しの送付があつたときは、都道府県の選挙管理委員会は、掲載文の写しを原文のまま、審査公報に掲載しなければならない。

第二十六条 前条の規定により掲載文の写しの送付があつたときは、都道府県の選挙管理委員会は、掲載文の写しを原本のまま、審査公報に掲載しなければならない。

(掲載文の掲載の順序)

一の用紙に二人以上の審査に付された裁判官の掲載文を掲載する場合には、その掲載の順序は、審査の告示における順序によるものとする。

第二十七条 審査公報の配布

審査公報は、都道府県の選挙管理委員会の定めるところにより、市町村の選挙管理委員会が、当該市町村における法第八条の選挙人名簿に登録された者の属する各世帯に対し、審査の期日前二日までに、配布するものとする。ただし、当該各世帯に審査公報を配布することが困難であると認められる特別の事情があるときにおける審査公報の配布に関する事務の区分

第二十八条 審査公報の配布

この政令中市に関する規定(第十一条第一項の規定を除く。)は、指定都市においては区及び総合区に適用する。

第二十九条 審査公報の発行

この政令は、公布の日から、これを施行する。

第三十条 審査公報の発行を中止する場合

この政令は、公布の日から施行する。

第三十一条 審査公報の告示等における裁判官の旧氏及び名の記載

この政令は、公布の日から前条までに定めるものほか、審査公報の発行の手続に関し必要な事項は、中央選挙管理会が定める。

第二十二条 審査公報には、審査に付される裁判官の氏名、生年月日及び経歴並びに最高裁判所において関与した主要な裁判その他審査に関する参考となるべき事項を掲載するものとする。

(掲載文の提出等)

第二十三条 審査公報には、審査に付される裁判官の氏名、生年月日及び経歴並びに最高裁判所において関与した主要な裁判その他審査に関する参考となるべき事項を掲載するものとする。

(審査公報の掲載事項)

第二十四条 審査に付される裁判官は、審査公報の掲載文を審査の告示の日に中央選挙管理会に提出しなければならない。

前項の規定による掲載文の提出がないときは、中央選挙管理会は、審査に付される当該裁判官につき、掲載文を調製しなければならない。

この場合は、その旨を掲載文に記しなければならない。

第二十五条 前項の規定により掲載文を調製するため必要があるときは、中央選挙管理会は、関係人に対し資料の提出又は事実の説明を要求することができる。

戸籍又は除かれた戸籍に記載又は記録がされているものをいう。及び名によることができるものとする。

直接請求又は解職若しくは解任の請求については、なお従前の例による。

第二十六条 二号

この政令は、昭和三十年三月一日から施行する。

第二十七条 二号

この政令は、昭和三十一年六月三〇日政令第二

第二十八条 二号

この政令は、公布の日から施行する。

第二十九条 二号

この政令は、昭和三一年三月二七日政令第三

第三十条 二号

この政令は、昭和三五年六月三〇日政令第一

第三十一条 二号

この政令は、昭和三十七年八月十日から施行する。

第三十二条 二号

この政令は、昭和三十五年七月一日から施行する。

第三十三条 二号

この政令は、昭和三十五年七月一日から施行する。

第三十四条 二号

この政令の規定により地方公共団体が処理することとされている事務は、地方自治法第二百十条の四第二号及び第二百十一条の八の改正規定に係る部分を除く。), 第二条、第四条、第五条、第八条中文部省組織令第七条の改正規定に係る部分及び第十二条並びに附則第三項の規定による投票が行われる審査について準用する。

第三十五条 二号

この政令は、昭和三十二年十月一日から施行する。ただし、第一条(地方自治法施行令第二百十一条の四第二号及び第二百十一条の八の改正規定に係る部分を除く。), 第二条、第四条、第五条、第八条中文部省組織令第七条の改正規定に係る部分及び第十二条並びに附則第三項の規定による投票が行われる審査について準用する。

第三十六条 二号

この政令は、昭和三十二年十月一日から施行する。

第三十七条 二号

この政令は、昭和三十二年十月一日から施行する。

第三十八条 二号

この政令は、昭和三十二年十月一日から施行する。

第三十九条 二号

この政令は、昭和三十二年十月一日から施行する。

第四十条 二号

この政令は、昭和三十二年十月一日から施行する。

第四十一条 二号

この政令は、昭和三十二年十月一日から施行する。

第四十二条 二号

この政令は、昭和三十二年十月一日から施行する。

第四十三条 二号

この政令は、昭和三十二年十月一日から施行する。

第四十四条 二号

この政令は、昭和三十二年十月一日から施行する。

第四十五条 二号

この政令は、昭和三十二年十月一日から施行する。

第四十六条 二号

この政令は、昭和三十二年十月一日から施行する。

第四十七条 二号

この政令は、昭和三十二年十月一日から施行する。

第四十八条 二号

この政令は、昭和三十二年十月一日から施行する。

第四十九条 二号

この政令は、昭和三十二年十月一日から施行する。

第五十条 二号

この政令は、昭和三十二年十月一日から施行する。

第五十一条 二号

この政令は、昭和三十二年十月一日から施行する。

第五十二条 二号

この政令は、昭和三十二年十月一日から施行する。

第五十三条 二号

この政令は、昭和三十二年十月一日から施行する。

この政令施行の際現にその手続が開始されいる直接請求又は解職若しくは解任の請求については、なお従前の例による。

第五十四条 二号

この政令は、昭和三十三年三月一日から施行する。

第五十五条 二号

この政令は、昭和三四年三月一日から施行する。

第五十六条 二号

この政令は、昭和三四年三月一日から施行する。

第五十七条 二号

この政令は、昭和三四年三月一日から施行する。

第五十八条 二号

この政令は、昭和三四年三月一日から施行する。

第五十九条 二号

この政令は、昭和三四年三月一日から施行する。

第六十条 二号

この政令は、昭和三四年三月一日から施行する。

第六十一条 二号

この政令は、昭和三四年三月一日から施行する。

第六十二条 二号

この政令は、昭和三四年三月一日から施行する。

第六十三条 二号

この政令は、昭和三四年三月一日から施行する。

第六十四条 二号

この政令は、昭和三四年三月一日から施行する。

第六十五条 二号

この政令は、昭和三四年三月一日から施行する。

第六十六条 二号

この政令は、昭和三四年三月一日から施行する。

第六十七条 二号

この政令は、昭和三四年三月一日から施行する。

第六十八条 二号

この政令は、昭和三四年三月一日から施行する。

第六十九条 二号

この政令は、昭和三四年三月一日から施行する。

第七十条 二号

この政令は、昭和三四年三月一日から施行する。

第七十一条 二号

この政令は、昭和三四年三月一日から施行する。

第七十二条 二号

この政令は、昭和三四年三月一日から施行する。

第七十三条 二号

この政令は、昭和三四年三月一日から施行する。

第七十四条 二号

この政令は、昭和三四年三月一日から施行する。

五条の改正規定（補充選挙人名簿登録申出書に係る部分に限る。）並びに附則第八項（漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第五条第四項を改正する部分に限る。）の規定は昭和三十九年十月一日から、第五十八条を削り、第五十九条を第五十八条とし、同条の次に一条を加える改正規定、第六十条第一項及び第六十三条第二項の改正規定並びに第一百四十五条の改正規定（これらを入れる封筒の下に「第五十九条第二項の規定による請求書、同条第三項の保管箱及び保管用封筒」を加える部分に限る。）並びに附則第六項（地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百六条、第一百十四条、第一百七十七条及び第一百八十四条を改める部分に関する。）、附則第七項、附則第九項（農業委員会等に関する法律施行令（昭和二十六年政令第七十八号）第六条を改める部分中「第五十九条」を「第五十八条」に改める部分に限る。）及び附則第十一項（新市町村建設促進法施行令（昭和三十一年政令第二百二十三号）第十七条第一項を改める部分に限る。）の規定は昭和三十九年十二月一日から、第一百四十六条の改正規定及び附則第十項の規定は次の総選挙から施行する。
（適用区分）

1 この政令による改正後の公職選挙法施行令第五十九条の四から第六十一条まで、第六十四条及び第九十八条、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百六条、第一百十四条、第一百七十七条及び第一百八十四条、最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和二十三年政令第百二十一号）、第十四条並びに漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第二十三条の規定は、昭和五十年三月一日以後その期日を公示され又は告示される選挙又は投票について適用し、同日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙又は投票については、なお従前の例による。
（適用区分）

2 この政令による改正後の公職選挙法施行令第五十九条の四から第六十一条まで、第六十四条及び第九十八条、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百六条、第一百十四条、第一百七十七条及び第一百八十四条、最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和二十三年政令第百二十一号）、第十四条並びに漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第二十三条の規定は、昭和五十年三月一日から施行する。
（適用区分）

（適用区分）
（適用区分）

（適用区分）
（適用区分）

（適用区分）
（適用区分）

（適用区分）
（適用区分）

（適用区分）
（適用区分）

（適用区分）
（適用区分）

（適用区分）
（適用区分）

（適用区分）
（適用区分）

（適用区分）
（適用区分）

（適用区分）
（適用区分）

（適用区分）
（適用区分）

（適用区分）
（適用区分）

（適用区分）
（適用区分）

（適用区分）
（適用区分）

（適用区分）
（適用区分）

（適用区分）
（適用区分）

（適用区分）
（適用区分）

（適用区分）
（適用区分）

（適用区分）
（適用区分）

（適用区分）
（適用区分）

（適用区分）
（適用区分）

（適用区分）
（適用区分）

（適用区分）
（適用区分）

（適用区分）
（適用区分）

（適用区分）
（適用区分）

（適用区分）
（適用区分）

（適用区分）
（適用区分）

（適用区分）
（適用区分）

（適用区分）
（適用区分）

（適用区分）
（適用区分）

（適用区分）
（適用区分）

（適用区分）
（適用区分）

（適用区分）
（適用区分）

（適用区分）
（適用区分）

（適用区分）
（適用区分）

（適用区分）
（適用区分）

（適用区分）
（適用区分）

（適用区分）
（適用区分）

（適用区分）
（適用区分）

（適用区分）
（適用区分）

第十六号の規定、附則第四条の規定による改正後の最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和二十三年政令第二百二十二号）第十九条の規定、附則第五条の規定による改正後の漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第六条の二、第七条の二第二項、第九条及び第二十三条の規定、附則第六条の規定による改正後の地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律施行令（平成十四年政令第十九号）第二条（第三項を除く。）及び第四条第二項の規定、附則第七条の規定による改正後の市町村の合併に関する法律施行令（平成十七年政令第五十五号）第十九条及び第二十二条の規定並びに附則第八条の規定による改正後の市大都市地域における特別区の設置に関する法律施行令（平成二十五年政令第四十二号）第五条及び第八条の規定は、この政令の施行の日（以下この項及び次項において「施行日」という。）の翌日以後初めてその期日を公示される衆議院議員の総選挙の期日の公示の日又は施行日の翌日以後初めてその期日を公示される参議院議員の通常選挙の期日の公示のうちいずれか早い日（以下この項及び第四項において「公示日」という。）以後その期日を公示され又は告示される選挙、投票又は審査については、なお従前の例による。

附則（平成二十八年一二月二六日政令第三八七号）

（施行期日）

1 この政令は、公職選挙法及び最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第九十四号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十九年一月一日）から施行する。（適用区分）

2 この政令による改正後の最高裁判所裁判官国民審査法の規定は、この政令の施行の日以後その期日を告示される審査について適用し、この政令の施行の日の前日までにその期日を告示された審査については、なお従前の例による。（施行期日）

この政令による改正後の最高裁判所裁判官国民審査法の規定は、この政令の施行の日以後その期日を告示される審査について適用し、この政令の施行の日の前日までにその期日を告示された審査については、なお従前の例による。（施行期日）

裁判官国民審査法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十九年六月一日）から施行する。（施行期日）

附則（平成二十九年五月三一日政令第一五三号）抄

（施行期日）

この政令は、公職選挙法及び最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十九年六月一日）から施行する。（施行期日）

附則（平成二九年七月一四日政令第一九〇号）抄

（施行期日）

この政令は、衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第四十九号）附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。（適用区分）

第十二条 この政令は、別表第三及び別表第五の規定を除く。次条の規定による改正後の地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の規定、附則第四条の規定による改正後の漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第十一条の規定及び第二十五条の規定による改正後の市大都市地域における特別区の設置に関する法律施行令（平成十七年政令第五十五号）第十九条及び第二十二条の規定並びに附則第六条の規定による改正後の市大都市地域における特別区の設置に関する法律施行令（平成二十五年政令第四十二号）第五条から第八条までの規定は、この政令の施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙、投票又は審査について適用し、この政令の施行の日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙、投票、投票又は審査については、なお従前の例による。

第十三条 この政令による改正後の最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和二十二年政令第三十号）第九条及び第二十三条の規定、附則第六条の規定による改正後の市町村の合併に関する法律施行令（平成十七年政令第五十五号）第二十一条第一項及び第二十二条の規定、附則第七条の規定による改正後の日本国憲法の改正手続に関する法律施行令（平成二十二年政令第一百三十五号）の規定並びに附則第八条の規定による改正後の大都市地域における特別区の設置に関する法律施行令（平成二十五年政令第四十二号）第七条第一項及び第八条の規定は、施行日以後その期日を公示され又は告示される選挙、投票又は審査について適用し、施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙、投票又は審査については、なお従前の例による。

附則（平成二十八年一二月二六日政令第三八七号）抄

（施行期日）

この政令による改正後の最高裁判所裁判官国民審査法施行令の規定は、この政令の施行の日以後その期日を告示される審査について適用し、この政令の施行の日の前日までにその期日を告示された審査については、なお従前の例による。（適用区分）

附則（令和五年二月一〇日政令第三三号）抄

（施行期日）

この政令は、令和元年六月一日から施行する。（適用区分）

第十二条 第一条の規定による改正後の最高裁判所裁判官国民審査法施行令（以下この条において「新令」という。）の規定（新令第六条、第十一条及び第十五条の規定を除く。）は、この政令の施行の日以後その期日を告示される審査について適用し、この政令の施行の日の前日までにその期日を告示された審査については、なお従前の例による。

第十三条 第一条の規定による改正後の最高裁判所裁判官国民審査法施行令（以下この条において「新令」という。）の規定（新令第六条、第十一条及び第十五条の規定を除く。）は、この政令の施行の日以後その期日を告示される審査について適用し、この政令の施行の日の前日までにその期日を告示された審査については、なお従前の例による。

附則（令和元年五月三一日政令第一五三号）抄

（施行期日）

この政令は、令和元年六月一日から施行する。（適用区分）